

環境影響評価書案審査意見書

「(仮称) 竹芝地区開発計画」に係る環境影響評価書案（以下「評価書案」という。）について審査した結果、東京都環境影響評価条例（昭和55年東京都条例第96号）第57条第1項に規定する意見は、下記のとおりである。

東京都知事
舩添 要一

記

第1 対象事業

- 1 代表する事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
名 称：株式会社アルベログランデ
代表者：代表取締役 星野 浩明
所在地：中央区日本橋二丁目1番14号
- 2 対象事業の名称及び種類
名 称：(仮称) 竹芝地区開発計画
種 類：高層建築物の新築
- 3 対象事業の所在地
東京都港区海岸一丁目

第2 意 見

本事業の評価書案における調査、予測及び評価は、おおむね「東京都環境影響評価技術指針」に従って行われたものであると認められる。

なお、環境影響評価書を作成するに当たっては、次に指摘する事項について留意するとともに、関係住民が一層理解しやすいものとなるよう努めるべきである。

【大気汚染】

建設機械の稼働に伴う大気汚染の評価において、二酸化窒素の最大寄与濃度出現地点では、本事業による寄与率が高い上に環境基準も超えていることから、環境保全のための措置を徹底するなど、大気質への影響のより一層の低減に努めること。

【騒音・振動】

- 1 工事用車両の走行に伴う道路交通騒音の評価において、騒音レベルの増分は小さいため影響はわずかであるとしているが、現状においても環境基準を超過している地点があることから、より一層の環境保全のための措置を検討し、騒音の低減に努めること。
- 2 工事用車両の走行に伴う道路交通騒音・振動の予測において、一部の予測地点では、近接する幹線道路の影響を強く受けていることから、予測対象道路以外の騒音・振動レベルを設定し、増減レベルの算定において考慮したとしている。

その際、予測対象道路以外の騒音・振動レベルに現地調査結果を用いているが、現地調査結果を用いる根拠が不明確であることから、実際の幹線道路の自動車交通量に基づき、あらためて予測・評価すること。

【電波障害】

地上デジタル放送の遮蔽障害の予測範囲について、広域局と県域局の障害地域を同一と予測しているが、広域局と県域局におけるテレビ電波の送信状況が異なることから、障害地域が同一となる理由を明らかにするとともに、必要に応じて予測・評価の見直しを行うこと。

【景観】

本施設の建設に合わせ、浜松町駅から旧芝離宮恩賜庭園の北側を通り、計画地を経由して竹芝ふ頭へとつながる歩行者デッキが計画されており、内陸部と臨海部を結ぶ重要な歩行者動線となることが想定される。

このことから、これら歩行者動線において、庭園の緑との調和や道路景観にも配慮した緑化計画となるよう検討すること。